



埼玉県マスコット「コバトン」

令和4年度版 短時間勤務職員等の年次休暇等の案内

埼玉県教育委員会

短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員）の年次休暇は、斉一型・不斉一型によって、付与日数・取得方法が異なります。

ここでは、「条例¹」、「規則²」、「運用³」等に基づいて、短時間勤務職員等の年次休暇等について紹介します。

◇年次休暇◇（条例第13条、規則第8条～第10条）

再任用短時間勤務職員は、1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間45分の日で、休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分以内の場合に限り、半日単位の年次休暇の取得が可能です。

斉一型短時間勤務職員（規則第8条第1号）

斉一型

勤務日ごとの勤務時間が同一である場合、例えば育児短時間勤務職員で1日3時間55分×5日の勤務をする場合の勤務形態を斉一型と言います。

時間単位の年次休暇を日に換算する場合は、1日の勤務時間をもって1日となります。

付与日数

1週間の勤務日数、1日の勤務時間に応じて付与されます。

1週間の勤務日数	1日の勤務時間	付与日数
5日	4時間55分	20日
	3時間55分	20日
	2時間50分	20日
3日	7時間45分	12日
2日	7時間45分	8日

不斉一型短時間勤務職員（規則第8条第2号）

不斉一型

勤務日によって勤務時間が変わる場合、例えば再任用短時間勤務職員で、7時間45分×2日+4時間（3時間45分）×1日の勤務をする場合の勤務形態を不斉一型と言います。

時間単位の年次休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日となります。

付与日数

1週間の勤務時間に応じて、下記のとおり付与されます。

1週間の勤務時間（平均）	付与日数
16時間	8日
20時間	10日
24時間	12日
28時間	14日
31時間	16日

◇年次休暇の日数調整◇（規則第8条の4）

調整が生じない場合（運用通知第9の10（2））

令和2年度末退職 ⇒ 令和3年度（フルタイム勤務） ⇒ 令和4年度（短時間勤務：7時間45分×3日）

令和3年度 7時間45分×5日勤務				令和4年度 7時間45分×3日		
1月～3月				4月～12月		
繰越日数 (A)	付与日数 (R4.1.1)	使用日数 (B)	変更前日 (R4.3.31) における残日数 (C)	変更前の在職期間 (1/1～3/31) に応じた日数 (D)	変更後の在職期間 (4/1～12/31) に応じた日数 (E)	年次休暇の日数 「(A)+(D)+(E)-(B)」による。ただし、結果が変更前日の残日数 (C) を下回るときは (C)
規則第9条	規則第8条第1号	—	—	運用通知別表第1	運用通知別表第1	運用通知第9の10（2）
20日	20日	5日	35日	5日	9日	35日>29日 ⇒ 35日

¹ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

² 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

³ 「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の運用について（通知）

調整が生じる場合 (運用通知第9の10(2))

令和2年度末退職 ⇒ 令和3年度 (短時間勤務: 7時間45分×3日) ⇒ 令和4年度 (フルタイム勤務)

令和3年度 7時間45分×3日勤務				令和4年度 7時間45分×5日		
1月~3月				4月~12月		
繰越日数 (A)	付与日数 (R4.1.1)	使用日数 (B)	変更前日 (R4.3.31) における残日数 (C)	変更前の在職期間 (1/1~3/31) に応じた日数 (D)	変更後の在職期間 (4/1~12/31) に応じた日数 (E)	年次休暇の日数 「(A+D)+(E)-(B)」による。ただし、結果が変更前日の残日数 (C) を下回るときは (C)
規則第9条	規則第8条第1号	—	—	運用通知別表第1	運用通知別表第1	運用通知第9の10(2)
20日	12日	5日	27日	3日	15日	27日<33日 ⇒ 33日

令和2年度末退職 ⇒ 令和3年度 (4週: 7時間45分×8日、4時間×2日、3時間45分×2日) ⇒ 令和4年度 (4週: 7時間45分×8日、4時間×4日、3時間45分×4日)

令和3年度 旧20時間勤務 (不斉一型)				令和4年度 旧24時間勤務 (不斉一型)		
1月~3月				4月~12月		
繰越日数 (A)	付与日数 (R4.1.1)	使用日数 (B)	変更前日 (R4.3.31) における残日数 (C)	変更前の在職期間 (1/1~3/31) に応じた日数 (D)	変更後の在職期間 (4/1~12/31) に応じた日数 (E)	年次休暇の日数 「(A+D)+(E)-(B)」による。ただし、結果が変更前日の残日数 (C) を下回るときは (C)
規則第9条	規則第8条第2号	—	—	運用通知別表第2	運用通知別表第2	運用通知第9の10(2)
20日	10日	5日	25日	3日	9日	25日<27日 ⇒ 27日

参考

休暇名	フルタイム	再任用・育児短時間・任期付	
		斉一型	不斉一型
夏季休暇	5日	5日に1週間ごとの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは四捨五入)	5日に1週間当たりの勤務日の日数 ⁴ を5で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは四捨五入)
ボランティア休暇	5日 (人事委員会と協議の場合10日)	5日(人事委員会と協議の場合10日)に1週間ごとの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは四捨五入)	5日(人事委員会と協議の場合10日)に1週間当たりの勤務日の日数 ⁵ を5で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは四捨五入)
育児休暇	生後2年まで 1日2回90分まで	生後1年まで: 1日2回60分 (1日の勤務時間が4時間以下の日: 1日1回30分まで)	
妊娠障害休暇	14日 (1時間でも1日として計算)	14日に1週間ごとの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは四捨五入)	14日に1週間当たりの勤務日の日数 ⁵ を5で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは四捨五入)

注) 上記以外の特別休暇は、フルタイム職員と同様です

⁴ 4週間における勤務日の日数を4で除して得た日数(1日未満の端数がある場合には、これを切り上げた日数)